

改正 昭和61年9月5日規則第11号 平成18年3月16日規則第1号
平成19年2月26日規則第1号 平成20年7月14日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泊町奨学資金の貸付けに関する条例(昭和44年条例第23号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特別奨学生)

第1条の2 条例第3条第2号の規則で定める資格は次のとおりとする。

(1) 保健師 助産師 看護師 薬剤師 管理栄養士 理学療法士 作業療法士 診療放射線技師
臨床検査技師 救急救命士 社会福祉士 介護福祉士

(2) 前号に定めるもののほか町長が必要と認める者

(願い出)

第2条 奨学資金の貸付けを希望する者は、次の各号に掲げる書類を当該学校長を経て、町長に提出しなければならない。

(1) 和泊町奨学生願書(様式第1)

(2) 和泊町奨学生推せん調書(様式第2)

(3) 収入等に関する証明書(様式第3)

(4) 住民票謄本

(5) 町長の発行する納税証明書

2 前項において当該学校長とは、次のとおりとする。

(1) 高等学校等の入学志望者にあつては在学中学校校長

(2) 高等学校等の在學生にあつてはその学校長

(3) 大学等の入学志望者にあつては在学高等学校等校長

(4) 大学等の在學生にあつては出身高等学校等校長

(5) 大学院の入学志願者にあつては出身大学の学長

(奨学生推せん会)

第3条 条例第4条に規定する奨学生推せん会は、町長が委嘱する10人以内の委員で組織し、会長の選出は委員の互選による。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 推せん会の会議は町長が招集し、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 推せん会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(選考基準)

第4条 奨学生選考の基準は別に定める。

(決定通知)

第5条 町長は、奨学生又は奨学生採用予定者を決定したときは、本人に通知する。

(奨学資金の交付)

第6条 奨学資金は、指定された預金口座に振り込む方法により、当該年度分を4月ごとに、まとめて交付する。

(在学証明書および成績証明書の提出)

第7条 奨学生は、毎学年度在学証明書を町長に提出しなければならない。

(異動事項の届出)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、町長に異動届け(様式第5)を出さなければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。

- (2) 本人、親権者又は後見人の住所、職業その他重要な事項に異動があったとき。
 - (3) 引き続き3月以上欠席したとき。
 - (4) 他の奨学資金を受けるに至ったとき。
- (貸付けの停止)

第9条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学資金の貸付けを停止する。

- (1) 退学したとき。
- (2) 欠席が引続き3月以上にわたるとき。
- (3) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (4) 卒業の見込みがないとき。
- (5) 他の奨学資金を受けるに至ったとき。
- (6) 奨学資金の利用を辞退したとき。
- (7) その他奨学生として不相当と認めたとき。

2 奨学資金の停止の始期は、事実の発生した月の翌月（初日からのものはその月）からとする。

(貸付けの休止と復活)

第10条 奨学生が休学したときは、休学した月の翌月（初日からのものはその月）から奨学資金の貸付けを休止する。

2 奨学資金の復活は、原則として、奨学資金貸付け復活願（様式第6）を受理した月から交付を始める。

(借用証書)

第11条 奨学生は、卒業前に奨学資金借用証書（様式第7）を親権者を経て、町長に提出しなければならない。

2 奨学生が退学し、又は奨学資金の利用を辞退し、もしくは貸付けを停止されたときは、すみやかに前項に準じて奨学資金借用証書を提出しなければならない。

(奨学資金の償還)

第12条 償還金は、年賦は毎年12月末日、半年賦は毎年前期は6月末日、後期は12月末日、月賦は毎月末日までに納入しなければならない。なお、12月末日にあつては翌年の1月4日を納入期限とする。

2 前項に規定する期限の末日が、民法第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期限とみなす。

3 条例第6条第1項第3号による貸付金の償還期間は次の各号に定めるところによる。

- (1) 一般奨学生
 - ア 高等学校在学期間中貸付けを受けた者 5年
 - イ 高等専門学校在学期間中貸付けを受けた者 10年
 - ウ 短期大学及び専修学校在学期間中貸付けを受けた者 5年
 - エ 4年制大学及び大学院在学期間中貸付けを受けた者 10年
- (2) 特別奨学生
 - ア 短期大学及び専修学校在学期間中貸付けを受けた者 7年
 - イ 4年制大学及び大学院在学期間中貸付けを受けた者 12年
 - ウ 6年制大学在学期間中貸付けを受けた者 15年
- (3) 奨学生が奨学資金の利用を辞退し、又は貸付けを停止されたとき
 - ア 貸付けを受けた期間1年未満の者 2年
 - イ 貸付けを受けた期間1年以上2年未満の者 4年
 - ウ 貸付けを受けた期間2年以上の者 6年

(奨学生であった者等の異動届け)

第13条 奨学生であった者は、奨学資金返還完了前に、本人、保証人及び連帯保証人の住所、職業その他奨学資金借用証書に記載する事項に異動があったときは、すみやかに町長に届け出なければならない。（様式第5）

(返還猶予)

第14条 条例第9条に定める奨学資金の返還猶予を希望する者は、その事由を証明する書類を添えて奨学資金返還猶予願（様式第8）を町長に提出しなければならない。

2 猶予の期間は、大学に進学した場合はその在学中、その他の場合（疾病、失職その他やむを得ない事由により返還が困難なとき）は1年以内とし、さらにその事由が継続する場合は、願い出により1年以内の期間で延長することができる。

3 第1項の願い出については、町長が決定する。

4 返還猶予の基準は、次のとおりとする。

- (1) 疾病のため返還が困難なとき。
- (2) 失職して収入の途が一時絶たれたとき。
- (3) その他やむを得ない理由で返還が困難なとき。

(延滞利息)

第15条 奨学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなく奨学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、条例第6条に定める延滞金を支払わなければならない。

(死亡届け)

第16条 奨学生が死亡したときは、親権者又は後見人は、戸籍抄本及び奨学資金借用証書を添え、すみやかに町長に届け出なければならない。（様式第9）

2 奨学生であった者が奨学資金返還完了前に死亡したときは、連帯保証人又は遺族は、戸籍抄本を添え、すみやかに町長に届け出なければならない。

(返還免除)

第17条 奨学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる場合は、次の各号のとおりとする。

(1) 貸付けを受けた者が公的な事故又は公共のため死亡した場合、及び同じ理由による重度障害となり返還能力を失なった場合は全免

(2) 貸付けを受けた者が前号以外の理由で死亡し、又は重度障害となり返還能力を失い、その連帯保証人及び保証人の返還が全く不可能な場合は全免

(3) その他町長が特に認めた場合は全免、又は部分免

2 前項に規定する免除を受けようとするときは、本人又は遺族、保証人あるいは連帯保証人は、奨学資金返還免除願い（様式第10）を町長に提出しなければならない。前項1号以外の場合は、ほかに各人の家庭状況書（様式第11）ならびに町長の発行する資産証明書（様式第3）を添えなければならない。

3 前項の願い出については、町長が決定する。

(奨学資金の事務)

第18条 奨学資金に関する事務は、和泊町教育委員会が行なう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年9月5日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月16日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月26日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月14日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(様式第1)

(様式第1裏)

(様式第2)

(様式第3の1)

(様式第3の2)

(様式第4)

(様式第5)

(様式第6)

- (様式第7)
- (様式第8)
- (様式第9)
- (様式第10)
- (様式第11)